

## 標準必須特許の権利行使への競争法的対処（概要）

白石幸輔<sup>1</sup>

## 1 問題意識

近年、技術標準における特許権の行使に関する議論が国内外で盛んになっており、日本においてもアップルとサムスンによるスマートフォン訴訟のように実際に係争となるケースが出てきている。本論文が研究対象とする行為は、スマートフォン訴訟で問題となったような行為であり、具体的には、標準化の過程で FRAND 宣言を行ったにもかかわらず、ライセンスの拒絶、差止請求、高額なロイヤリティの請求・徴収を行う行為（以下「検討対象行為」という。）である。そして、本論文では、①この行為を規制するに当たり、取引拒絶という構成以外に規制する方法がないかという点と②規制する場合には特許権者のインセンティブをどのように考慮すべきであるかという点について、外国法を踏まえ一定の結論を示すものである。このような研究テーマを選んだ理由は以下のとおりである。

## (1) 取引拒絶以外の構成が可能であるか

標準化の過程で FRAND 宣言を行ったにもかかわらず、ライセンスを行わない（差止請求、ライセンス拒絶と同視できる程度に高額なロイヤリティの要求を含む。）行為について、製品市場に影響を及ぼす取引拒絶として独占禁止法により規制することで対処するとの考えが少なくない。しかし、そのような構成では問題の解決に十分ではない可能性がある。なぜならば、FRAND 宣言の対象となった特許を有する者が必ずしも差止請求やライセンス拒絶を行うとは限らない。特に、製品市場で商品を供給していないファブレス企業などは、標準必須特許のロイヤリティ収入が重要な収入源であるため、差止請求やライセンス拒絶（あるいは、それと同視できるほど高額なロイヤリティの要求）を行うインセンティブはなく、むしろ、ライセンシーが高いと思いつつも受諾するような額のロイヤリティを請求するものであるとの指摘がある。実際、学説では、製品市場に影響を及ぼす取引拒絶という構成のほか、高額なロイヤリティの要求・徴収そのものに着目して優越的地位の濫用として構成することが可能であるとの主張がある。さらには、僅かではあるが、技術市場（標準必須特許とその代替技術との競争）における競争に着目して規制することに言及するものがある。

## (2) 特許権者のインセンティブ

特許制度は、事業者の研究開発意欲（インセンティブ）を刺激し、競争を促進する効果を生み出すものであるため、FRAND 宣言の対象となった特許権の行使を独占禁止法違反として制限することとなれば、競争を促進する効果を妨げるなどの副作用を伴う可能性がある。実際、スマートフォン訴訟の知財高裁判決に対しては、支持する

---

<sup>1</sup> 本論文の検討結果、意見、法解釈は全て筆者の個人的見解である。

声がある一方で、損害賠償額が低く、技術開発に悪影響を与えるという趣旨の指摘もある。また、知財高裁判決と同時に出された、FRAND 宣言を行った標準必須特許に基づく差止めを否定する知財高裁決定に対しては、必要以上に差止請求権を制限するものであり、特許権が本来的に有する対価の獲得が実現困難になるとの指摘もなされている。

## 2 研究の手法

先に示した問題意識の下、具体的には外国法の研究を通じて日本法への示唆を得ることとした。外国法の研究を行う理由は、各国の競争法は対市場効果の判断に当たっては、多かれ少なかれ経済学的な尺度を採り入れているという程度の最大公約数的な性質を持っていること、今日競争法の国際的調和が進んでいるため、実体法的な判断に関する各国競争法の差異はますます小さくなってきていることから、日本法の解釈に有益な示唆をもたらすと考えるからである。

研究の対象としては米国法と EU 法の 2 つとした。その理由は、第 1 に、米国と EU の競争法が現在世界的に占める地位の高さである。両法域の競争法の執行は各国の立法や運用の参考とされ、それは日本においても異ならないからである。第 2 に、米国と EU のいずれにおいても既に競争当局が技術標準における特許権の行使を競争法で規制した例があり、研究者による議論も活発だからである。

## 3 外国法の研究

### (1) 取引拒絶以外の構成

#### ア 技術市場における競争者排除

米国では、特許権の秘匿行為や意図的な虚偽の FRAND コミットメントが問題となった事例においては裁判所や FTC は技術市場における競争への影響を問題としている。検討対象行為についても、学説上は、特許権者が FRAND 条件を提示することにより、競合技術を排して技術標準に取り込まれる（標準必須特許の地位を得る）ことに着目して、その FRAND 条件が破られた場合には、技術市場における技術間（特許権者間）の競争に負の影響を与える（技術市場の独占化）との主張がなされている。もっとも、米国連邦取引委員会（FTC）は検討対象行為について技術市場の独占化と構成することはできないと考えている。その理由は必ずしも明らかではないが、①シャーマン法 2 条違反には、意図的な独占力の獲得が必要とされていることや②詐欺的行為がなければ排除行為該当性が認められないというものが考えられる。

EU では、米国とは異なり、技術市場における競争への影響は問題とされていない。その理由は、EU 機能条約 102 条違反が成立するには濫用事業者が濫用行為を行う時点で市場支配的地位にある必要があるが、特許権者が FRAND 宣言を行う

時点では、市場支配的地位にあることが少ないからであると考えられる。

#### イ 支配的地位の濫用

EU 法において検討対象行為がもたらし得る競争への影響として考えられているものは、主として、製品市場における競争への影響であるが、競争当局の執行事例には、差止請求（執行）をてこにした不当な取引条件の設定自体を問題視しているように思われる部分もある。ただし、検討対象行為を不当な取引条件の設定として規制する場合には問題視すべき取引条件の基準（具体的には規制すべきロイヤリティの基準）の算定が不可能であるとの批判がある。

#### ウ 標準化そのものへの影響

FTC は検討対象行為を独占化行為（シャーマン法 2 条違反行為）として規制することはせず、FTC 法 5 条により規制している（FTC 法 5 条の規制範囲は、シャーマン法 2 条に該当する行為を全て含み、かつ、シャーマン法 2 条に違反しない行為をも含むとされている。）。FTC が検討対象行為を規制することの根拠の一つとして標準化そのものへの影響がある。FRAND コミットメントの違反など標準化プロセスを傷つける行為が行われる場合には、標準化が立ち行かなくなることでその便益を減じるとともに、標準技術の保有者の市場支配力の制限がなくなり、標準化のデメリットが標準化の便益を上回り、反競争性が顕在化するというものである。ここでいう反競争効果には、他の業界における標準化にも悪影響を与えることで、技術革新に悪影響を与えるという影響も含まれる。

#### (2) 特許権者のインセンティブ

シャーマン法上、合法的に獲得した独占力の行使は、技術革新への投資インセンティブを確保する観点から、違法とはされない。FTC は検討対象行為による技術市場における独占力の獲得は少なくともシャーマン法上違法なものとは考えていない（ただし、FTC 法上は違法と考えている）。しかし、そうであれば、FTC 法 5 条により検討対象行為を規制することと、特許権者の投資インセンティブとの関係が問題となり得る。しかし、FTC は、標準化の文脈ではそのような懸念は当たらないと考えている。すなわち、標準化のように技術標準に準拠する製品を開発するための投資がなされることで新製品が生み出されるような状況では、特許権者の取り分が多ければ多いほど多くの技術革新につながるとはいえず、標準必須特許の権利者に過大な取り分を認めることはむしろ標準必須特許を利用する者による製品への投資を妨げて技術革新を減少させると考えているのである。

EU においては、Huawei Technologies Co. Ltd v ZTE Corp., ZTE Deutschland GmbH 司法裁判所法務官意見と Motorola 事件欧州委員会決定において、特許権者のインセンティブに配慮する姿勢見せているものの、例外的な場合を除いて、検討対象行為を規制すべしとの態度を採っている。この点、Motorola 事件欧州委員会決定の記載からは、標準必須特許の保有者が自ら FRAND コミットメントによ

り自らの権利に制限を加えたのであるから、FRAND 条件のロイヤリティを保障すれば特許権者のインセンティブへの影響は少ない一方で、FRAND コミットメントの対象となった標準必須特許に基づく差止請求・執行を認めれば、後続の技術革新を含む標準化の便益（技術間競争を促進し、売買の双方にとって取引コストの削減、価格の低下の促進など）を奪うことになるため規制すべしとの欧州委員会のスタンスが窺われる。

#### 4 独占禁止法解釈試論

以上の外国法の研究を基に、検討対象行為について我が国独占禁止法の解釈試論を行い、第1に、取引拒絶以外の構成としては、検討対象行為は、能率競争に反する行為により技術市場における競争者の事業活動を排除したものとして、私的独占（排除型）として規制し得ること、及び、優越的地位の濫用としても規制し得ること、第2に、特許権者のインセンティブに悪影響を及ぼす可能性があるとしても、技術標準の文脈では規制が肯定されることが結論として得られた。

以上